

令和8年7月27日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和9年度介護報酬改定に向けた意向調査への協力をお願い

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和9年度介護報酬改定については、令和6年度および令和8年度の介護報酬改定に関する審議報告ならびに、社会保障審議会介護保険部会にてとりまとめられた意見書での指摘事項に基づき、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において、各サービスの論点とあわせて以下のような分野横断的なテーマにて議論が進められています。

- ・人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- ・地域包括ケアシステムの深化
- ・介護人材確保に向けた処遇改善等と職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等
- ・制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方

また、本年6月29日には「居宅介護支援・介護予防支援」の一巡目の議論が行われ、現状と課題、論点が示されました。

つきましては、今後、審議会等において介護報酬改定に関する要望、発言をしていくにあたり、支部の皆様を対象に意向調査を実施することといたしました。

貴支部におかれましては、支部内の意見集約ならびに関連する情報提供にご協力のほどお願いいたします。回答は、令和8年8月24日（月）までに、別添の様式に記入のうえ、Email（soumuka@jcma.or.jp）にてご返信ください。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子
担当：佐藤里美・松嶋春子・吉田洋子
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地
金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail:soumuka@jcma.or.jp

居宅介護支援・介護予防支援の現状と課題

現状と課題

- 高齢者が抱える課題が複雑化、複合化し、介護支援専門員（ケアマネジャー）には多様な対応が求められるとともに、その役割の重要性は増大している。一方、生産年齢人口の急速な減少が見込まれることに加えて、足下において、ケアマネジャーの従事者数は横ばい傾向。居宅介護支援事業所数も平成30年度をピークに減少傾向。
- 介護予防支援については、令和6年度から居宅介護支援事業所が指定を受けて直接実施することが可能となり、指定をしている市町村は47.9%。居宅介護支援事業所による介護予防支援の請求件数も増加している。一方で、介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所は2割程度。
- 昨年取りまとめられた介護保険部会の意見書では、介護予防支援のプロセスについて、介護予防ケアマネジメントにおいて、アセスメントの結果に基づくケアマネジメントプロセスの効率化を図ってきていることを踏まえて効率的な実施に向けた検討が必要とされている。
- また、居宅介護支援事業所の管理者要件は、主任ケアマネジャーであることとしており、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとしているところ。また、昨年の介護保険部会の意見書では、主任ケアマネジャーがその本来の役割を発揮できるよう、「居宅介護支援事業所の管理者要件についても引き続き介護給付費分科会で検討していくことが適当」とされている。
- さらに、昨年の介護保険部会の意見書では、ケアマネジャーの研修の受講は求めつつ更新の仕組みは廃止することとし、研修の受講を担保するため、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、ケアマネジャーが研修を受けられるよう、必要な配慮を求めることとされたところ。
- ケアプランデータ連携システムの全サービスの導入率は、令和8年度介護報酬改定において処遇改善加算の算定要件としたこと等により、令和7年12月時点の10.2%から令和8年5月末時点で45.1%と、足下で導入率が急速に上昇している。本システムの更なる活用を通じて、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所等の協働・連携、地域における連携で業務効率化を図ることが重要であり、居宅介護支援事業所の主体的な役割が期待される。

居宅介護支援・介護予防支援の現状と課題

現状と課題

- 今般、ケアマネジャーの安全性が脅かされる重大な事件が発生したことを踏まえ、自治体宛に事務連絡を発出し、これまでのハラスメント対策（介護事業者の対応マニュアルや自治体への助成等）について改めて周知。介護事業者に対して、ハラスメントの対応に当たっては、組織として必要な体制を構築し、暴力への対応を含めた、ハラスメントの予防や対策に向けた方針・対応を検討することや、日頃から地域の関係者と連携して、地域全体で対応できる体制を築いておくこと等を強調するとともに、各自治体に対して、ケアマネジャーが利用者宅に複数名で訪問する場合の国の支援の活用などを依頼したところ。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。算定率が低い加算には、例えば、緊急時等居宅カンファレンス加算、特定事業所加算、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算などがある。

論点

- ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、担い手不足が見込まれる中、一層の生産性向上を図りつつ、ケアマネジャーがその専門性を十分に発揮し、それぞれの地域の実情に応じて必要なケアマネジメントの提供体制を確保していくため、どのような方策が考えられるか。
 - 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算についてどのように考えるか。
- ※ なお、今回の制度改正を踏まえた、住宅型有料老人ホームの入居者に対するケアマネジメント（登録施設介護（予防）支援）に係る事項については、別の回で議論いただくことを想定。

令和9年度介護報酬改定等に向けての意見等 回答用紙 (令和8年8月24日締切)

都道府県支部名		回答者	役職		氏名	
---------	--	-----	----	--	----	--

※ご意見を自由記述でご記入ください。

※項目に関する資料・データ等がございましたら、添付をお願いいたします。

質問項目	課題と感じている点	改善案
↓介護報酬、運営基準に関する内容		
人材不足への対応について (居宅介護支援事業所がない地域等含む)		
現行の要介護度別の基本報酬の区分のあり方について		
加算について(医療介護連携、特定事業所加算、 処遇改善加算、ターミナルケアマネジメント加算 等)(要件等含む)		
↓介護保険部会でのとりまとめに関連して運営基準・報酬等に関する内容		
介護予防支援について(負担軽減等)		
居宅介護支援事業所の管理者要件について (主任介護支援専門員の役割も含む)		
再研修、義務研修、介護支援専門員証の取扱いについて		
新類型について (登録施設介護支援、登録施設介護予防支援)		
給付を伴わない対応(終末期等)、 身寄りのない人等への対応		
その他 (上記以外にありましたら記載をお願いします)		